【規程番号　神女院Ｖ－026】

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）」及び「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．二年次に中間発表を行う。
２．論文は未発表・既発表を問わない。
３．学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験又は学力の確認を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
５．所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、各学期末に学位論文の申請の機会が与えられる。
６．論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
７．審査に合格した論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
８．修士論文の要旨は神戸女子大学紀要と大学のホームページに掲載する。
９．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。